

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公開します。

会 議 名	平成30年度第1回高松市介護保険制度運営協議会
開 催 日 時	平成30年6月28日(木) 午後2時～午後3時30分
開 催 場 所	高松市役所11階 114会議室
議 題	(1) 第7期高松市高齢者保健福祉計画について (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定等について (3) 平成30年度地域密着型サービス事業所の整備方針等について (4) 地域包括支援センターの運営について (5) 地域ケア会議について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	
出席委員	15人
	山下会長、虫本職務代理、安藤委員、石川委員、上田委員、植松委員、梅村委員、兼間委員、喜田委員、木村委員、徳増委員、中村委員、萩池委員、古川委員、松村委員
傍 聴 者	0人
担 当 課 及 連 絡 先	介護保険課 087-839-2326 地域包括支援センター 087-839-2811

協議経過及び協議結果	
(1)	田中健康福祉局長挨拶
(2)	議事進行 会議の運営に関し、高松市の「附属機関等の設置、運営等に関する要綱」に則って公開することについて、承認を得る。
－ 以 後 審 議 －	
<b>議題</b>	<b>(1) 第7期高松市高齢者保健福祉計画について</b> 計画概要版に基づき事務局から説明した。
<b>議題</b>	<b>(2) 指定地域密着型サービス事業所の指定等について</b> 資料1に基づき事務局から説明した。
<b>議題</b>	<b>(3) 平成30年度地域密着型サービス事業所の整備方針等について</b> 資料2に基づき事務局から説明した。
<b>議題</b>	<b>(4) 地域包括支援センターの運営について</b> 資料3に基づき事務局から説明した。
<b>議題</b>	<b>(5) 地域ケア会議について</b> 資料4に基づき事務局から説明した。

(A委員) 2025年に向けて様々な施策に取り組まれておられますが、このペースで各施策を進めて問題はないのか疑問であります。やはり、カネとヒトとモノだけでは、補いきれないものがあるのではないかと思います。施策を進める中で一番大事なことは、いかに市民に対して意識や認識を持たせるかだと思います。施策の中で、介護予防に力を入れて取り組んでおられますが、これ以上、要介護者を増やさず、もっと前向きなことに予算を使えるように具体的なことを考えていただきたいです。

もう一点質問があります。介護職員が受けるハラスメントについてです。介護職員の7割が何らかのハラスメントを受けている現状の中で、介護職員離職の防止に向けて高松市としてどのような確認をしており、また、どのような管理体制をしているのか教えていただきたいです。さらに、2025年には、介護難民が43万人になると想定されておりますが、高松市としてはどのくらいの数になると見込んでいますか。私たちが知りたいことは、2025年に高松市ではどのような問題が発生し、その問題に対しどういった対策を検討しているかです。その点について聞かせていただけると、こちらも安心できるのですが。

(事務局) 本市では3年ごとに第7期高松市高齢者保健福祉計画を策定し、円滑な介護保険事業を運営していくために、財源となります介護保険料の設定や各サービス費の見込み量を推計しております。また、あわせて2025年の高齢者数や要介護認定者数等も推計しており、今後、介護保険事業費の更なる増加が見込まれておりますことから、長期的な視点に立って介護予防を推進する取組等、直近の3年間で実施すべき事業を計画にまとめております。この3年間の計画を繰り返しながら、介護保険事業だけではなく、介護予防や健康づくり等の取組も一緒に推進していく必要があります。

介護難民の問題につきましては、2025年には、全国で介護難民が43万人になるとのお話でしたが、本市における現在の数値及び将来の推計値につきましては把握できておりません。今後、高齢者が増加する中で介護が必要な人が増えていくことは明らかでございますので、サービスの提供体制をいかに確保していくかが重要になってくると考えております。サービスの提供体制や介護人材の確保対策につきましては、国が中心となって政策を策定し、香川県が事業を実施しておりますので、本市としましては、国や県の事業を推進していくための周知や啓発活動を行うなど、人材確保やサービス提供体制を整備していくことについても重点的に取り組んでいきたいと考えております。

また、介護職員のハラスメントについてですが、新聞報道等によりこうした実態があることについて拝見いたしました。介護保険課といたしましては、事業者に対して各種の相談を受けたり、指導を行っておりますが、本市の事業所における実態は明確になっていない状況でございます。今後は、ハラスメント等の問題も含め、各事業所から御意見を賜るなど、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

(A委員) 私が先ほど述べた意見に対して、今すぐに具体的に答えられなくてもよいと思います。現段階で高松市が検討していることについて、進捗状況を教えていただ

けると私たちも安心できると思います。私たち委員の仕事は、協議会等に出席して意見を聞いたり発言したりするだけでなく、地域住民に啓蒙や広報することが大きな役目だと思います。しかし、第7期高松市高齢者保健福祉計画をみても一般市民は理解できないと思います。そこで咀嚼して説明できるようにしていただきたいと思います。

(事務局) 今後、高齢化が進行していく中の大きな山として、2025年に団塊世代が全て75歳以上になることと、2040年に65歳以上の人口がピークになることが挙げられると思います。2025年問題のどのような点に気を付けなければいけないかと言いますと、75歳以上の高齢者が増えることによる、介護給付費や医療費の大幅な増加でございます。それが意味するものは、介護保険料の上昇であります。委員の御意見のとおり、市民の意識を高めることや現実を知ってもらうことが本当に大切であると思います。市民には出前講座等の様々なかたちで、高齢者福祉や介護保険料を含め、各種サービスの内容をお知らせする機会がございます。その中で、介護給付費全体の推移や動向であったり、それにとまなう介護保険料の見込みを踏まえて、今後、高齢者の福祉サービスはどうなっていくのかを合わせて周知していくことで、市民の意識を高めてまいりたいと考えております。

(事務局) 以前の協議会では、2025年は10年以上先の問題と認識しておりましたが、現在は7年後に迫ってまいりました。そういう状況の中で一般の方に対して、「地域包括ケアシステム」という言葉が浸透し、市民にとってサービスが身近で手厚いものになったかといえば、私はそこまでは至っていないと感じております。しかし、国において、どのように地域包括ケアシステム構築を進めていくかの方向性はある程度固まっており、本市においても、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの5つの領域が、バランスを取りながら一体的に提供されるよう取り組んでいるところでございます。まずは、総合事業で生活支援を行い、医療と介護が必要になっても、医療・介護の連携により在宅生活を支援できる体制づくりに重点を置いて取り組んでおります。さらに、急性期で病院に入院されている方も安定期に入れば在宅に復帰できるよう、退院支援や在宅医療・介護に関する相談窓口として、在宅医療支援センターを設置する方向で考えております。また、在宅での生活が困難となれば、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護施設も必要ですので、待機者状況等を踏まえまして、この3年間で施設整備を行いたいと考えているところでございます。また、地域密着型サービスにつきましても、できるだけ住み慣れた地域で生活できるよう必要なサービスを整備するとともに、利用促進を図っていきたいと思います。こうした施設整備を進めていく中でやはり問題なのは、人材不足でございます。介護人材の確保につきましては、国の政策に則り、本市でも取組を進めることとしておりますが、15歳から64歳までの生産労働人口が圧倒的に減少しており、大変厳しい状況でございます。AIや介護ロボット等の先端技術を活用して人材不足を補ったりできる部分もあると思いますが、機械では代替できない部分もございますので、年少期から介護分野への就職に関心を持ってもらえるよう、小学、中学、高校生に対してのAPI

ールが必要なのではないかと考えているところでございます。

さらに、当面の課題として財源の問題がございますが、本市だけでどうにかなる問題ではございません。財源の中で大きな部分は公費と保険料ですが、公費に関しては消費税をどうするかが問題となってきますし、保険料に関して第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の動向が大きな問題となってくると思います。この点につきましては全国的な問題ですので、本市としましては、できる範囲の中で介護予防を推進し、介護保険料の抑制を図ってまいりたいと考えているところでございます。

(B委員) A委員の発言の中で、市民の意識を変えなければならないとありましたが、私も同じ思いでございます。平成30年3月に第7期高松市高齢者保健福祉計画が策定されましたが、計画が完成したので一段落でなく、これからスタートするわけでございます。各地区におきまして、介護保険料の説明会が開催されておりますが、参加した高齢者からは「よく分からなかった。」との意見を多く耳にしております。せっかく計画を策定し、事業を実施しようとするのであれば、市民や関係機関の理解や協力がなければ目標を達成できないと思います。そこで、計画が完成したこと及びその内容について、市民や各関係機関に説明会を開催したのですか。また、開催していないのであれば今後の予定についてお伺いしたいと思います。私は、介護保険制度の創設に行政の立場から関わったことがあります。毎日のように各地区に出向いて説明をしておりました。新しい制度でしたので、説明してもなかなか市民の方の理解を得ることは難しい状況でございました。今後も新しく介護保険を利用される方は増えていきますので、過去に説明をしたので大丈夫という認識ではなく、毎年、市民にとって分かりやすい説明を実施していく必要があると思います。この点について、市としての考え方や取組についてお伺いしたいと思います。

(事務局) 市民に対して、いかに分かりやすく説明するかにつきましては肝に銘じているところでございます。今回、第7期高松市高齢者保健福祉計画を策定いたしましたので、各団体には総会等で御説明に伺ったところでございます。高松市老人クラブ連合会を始めといたしまして、各コミュニティ協議会や自治会、民生委員会、地区社会福祉協議会の皆様方には、本計画の総論部分の説明をさせていただきました。また、本市が主催しております出前講座におきましても、要望がございましたら積極的に各地域に御説明にあがっているところでございます。介護保険制度の内容につきましては、今年度、国民健康保険料と介護保険料の改定を受けまして、各地区に御説明に回っていることから介護保険課から御説明いたします。

(事務局) 計画に基づき保険料の改定が行われましたことから、国保・高齢者医療課と介護保険課の2課が合同で、各地区の老人クラブ、コミュニティ協議会及び民生委員児童委員協議会の3団体に御説明させていただきました。実績といたしましては、約130団体のうち70団体ほどに説明会を実施している状況でございます。

(B委員) 国保・高齢者医療課と介護保険課が行った説明会は、保険料についてですね。

(事務局) 地域包括ケア推進室につきましては、本市で行われました全体の総会の中で、第7期高松市高齢者保健福祉計画の概要について説明させていただきました。国

保・高齢者医療課と介護保険課につきましては、各地区を回り制度の内容や保険料について御説明させていただきました。

(B委員) 各種団体のみに説明会を実施している状況であれば、市民レベルでの説明ができていないということだと思います。説明会の希望があるところだけに出向くのではなく、もっと積極的に市民に対して出前講座を実施してもらいたいと思います。

また、元気な高齢者であり続けてもらえれば、介護給付費の抑制につながることから、要介護状態にならないための意識付けを徹底して取り組むべきであるということが、A委員の御意見であったのではないかと思います。ありきたりの説明会であれば、住民は関心があって集まるわけではございませんので、各地区で動員をかけなければならぬレベルでございます。もう少し現場の実態を見ていただいて説明をしていただきたいです。市民レベルでの説明会を行うとなると、現在の行政の人員では困難だとは思いますが、計画が始まった時期でもございますので工夫して地道にやっていかないといけないと思います。

(事務局) 第7期高松市高齢者保健福祉計画や保険料等の説明会におきましては、長寿福祉部全体で取り組んでいるところでございます。説明会の希望があった団体だけでなく範囲を広げるとともに、新しく取り組む事業におきましても、積極的に周知できるように各機関と連携を取りながら、いかに市民に周知できるかを検討していきたいと思います。

(A委員) せっかく各地区にコミュニティ協議会がありますので、それを上手く活用してこそその地域コミュニティであり、地域包括ケアシステム構築につながると思います。高松市は地域コミュニティ協議会の中で、センター長や協働推進員を配置しておりますので、そういう人たちを呼んでセミナーを受講してもらい、行政に代わって説明できるようにしたりしない限りはなかなか市民には広まらないと思います。行政がたまに説明会に顔を出して説明するよりは、顔なじみの関係の人が説明を行う方が意思疎通を図れると思います。

(C委員) 平成28年度の事業対象者数は670人、平成29年度は388人ですが、要支援認定されずに非該当となった方の対応はどうしておられますか。

(事務局) 要支援認定から漏れた方につきましては、地域包括支援センターで把握させていただいて、その方の支援につながっていくような仕組みを設けております。

(C委員) 要支援認定されずに非該当となった場合でも、基本チェックリストに該当しそうな方は事業対象者として支援してくださるという認識でよろしいですか。

(事務局) 認定結果の通知の中には、非該当でも基本チェックリストの項目を満たせば事業対象者としてサービスを受けることができることを記載しております。

(C委員) 平成30年3月末をもちまして総合事業のみなし指定が終了するという一方で、4月以降も継続して総合事業を運営していくためには更新の手続きが必要ですが、従来からの相当サービスを継続する事業所が多く、総合事業のAやCのサービスへの新規参入は少ない状況だと思います。高松市は総合事業をどこまで広げていこうと考えているのかお伺いいたします。

(事務局) 総合事業につきましては、利用者にあったサービスの提供が必要ですので、ケ

アマネジャー等がアセスメントを十分に行い、どのようなサービスが適切なのかを利用者の意向や環境等を踏まえて、マネジメントにつなげていけるように研修を行っております。住民主体の訪問・通所型サービスも広がってきておりますので、利用者が多様なサービスを使えるように、こうした事業が立ち上がった場合にはケアマネジャーにも情報提供して、選択肢の一つとしてお伝えしております。しかし、実際はサービス利用につながっていないのが現状でございますので、本市でも対応策の検討に取りかかっているところでございます。皆様にお示しできる段階になりましたら、お伝えしたいと思っております。

(C委員) 高松市には、総合事業のみの指定を受けた通所サービス事業所は2事業所ありますが、私はその内の1事業所を運営しております。今後は2事業所から増えていかなければいけないと思いますが、現状は2事業所に留まっておりますので、その原因について聞き取り調査等をして把握していただきたいと思っております。先日、引きこもりがちで近所との付き合いがないということで、相談に来られた方がいました。その方は介護が必要そうな見た目ではなく、手すりを持たば階段を昇ることができる状態で、要支援1に該当するとも思えない方でした。しかし、ケアマネジャーとお話した時に、始めから総合事業を利用することが選択肢にないように見受けられたことが衝撃的であり、これからの課題でもあると感じました。私は介護予防に真剣に取り組んでいこうと考えておりますが、ケアマネジャーの介護予防に対する御理解が得られないのでは介護予防を推進していくことは困難だと思っております。今後はケアマネジャーへの研修にも力を入れていただければと思います。

また、私は総合事業に特化した事業所を運営しておりますが、一般の通所サービスも提供する事業所と同じ枠組みで事業所名が掲載されておりますので、総合事業に特化している部分が他に埋もれてしまっているように感じます。こうした点も2事業所から増えない原因だと思っておりますので、現状を見直していただきたいです。

(D委員) リニューアルされたのびのび元気体操のDVDが、高齢者の居場所やふれあい・いきいきサロンへ配布されております。これまでは新しいものができても、単に配布するだけで終わってございましたが、今回はDVDの作成に携わった関係者が現場に足を運んで、のびのび元気体操が介護予防に効果的であることを説明されているのを聞いて嬉しく思います。せっかく良いものを作成しても、それを現場の責任者に渡すだけではどうやって教えていいかわからないですし、ボランティアの人に任せてもプロがするような指導まではできないと思っております。市民の方に出向いて積極的に指導してくださる前向きな姿勢に、敬意を表したいと思っております。現在は、口腔ケアが非常に重要とされておりますので、DVDの内容にはあいうえお体操やセルフマッサージ等も盛り込まれており非常に良い内容になっております。皆様方も地域の居場所づくりに参加していただき、行政から来る指導者のお話にも耳を傾けていただければ、少しでも介護給付費を抑制して介護保険料の上昇を抑えることができると思っております。

(A委員) 先日発生いたしました大阪北部地震で、要援護者名簿を使用した自治体が被災

13市町のうち8市町にとどまっている現状をみた時に、高松市は要援護者名簿が整理されているのでしょうか。自治会に入会していない人は、個人情報の問題があるのでコミュニティから届出があったものについては、要援護者名簿に掲載していると聞いております。今後、南海トラフ地震が30年間のうちに約70%の確率で発生すると言われております。災害発生時に本来なら助かる人が助からないのではおかしな話です。再度、確認しますが、高松市では要援護者名簿が整理されているのですか。また、現在、国において自治体が使用する名簿の基準が明確に定まっていないようですので、その点についても確認していただきたいです。

(事務局) 要援護者名簿につきましては、災害時に名簿が更新されていないことから実際に現場では使用されていないという御指摘がありますが、本市ではそうした実情を踏まえまして、各地域で更新を進めているところでございます。国の動向につきましては把握できておりませんので、次回、御報告したいと考えております。